

# 青森県報

号外第二十六号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (こども課) ……

## 規 則

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第三十二号

#### 青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「(障害児入所給付費支給申請書等)」に改め、同条第一項中「障害児施設給付費支給申請書」を「障害児入所給付費支給申請書」に改め、同条第三項中「施設受給者証再交付申請書」を「入所受給者証再交付申請書」に改める。

第二十条第一項中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「基準日における被措置者等の次の各号に掲げる年齢(二十歳以上の保護母子等にあつては、二十歳未満の者とみなす。以下同じ。)(の区分に応じ当該各号に)」を「次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 被措置者等の直系血族及び配偶者

二 被措置者等の属する世帯における生計を主宰している扶養義務者(前号に掲げる扶養義務者を除く。)

第二十条第二項中「基準日における被措置者等又は被援助児童等の次の各号に掲げる年齢の区分に応じ当該各号に掲げるとおり」を「被措置者等及び前項各号に掲げる扶養義務者の属する世帯又は被援助児童等の別表第三の税額等による階層区分に応じ同表に定める額」に改め、同項各号を削り、同条第六項中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に、「第一項第一号に掲げる者」を「第一項各号に掲げる扶養義務者」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「指定施設支援」を「指定入所支援」に改め、「及び第三項」を削り、「規定する負担上限月額」を「規定する障害児入所支援負担上限月額」に、「当該負担上限月額」を「当該障害児入所支援負担上限月額」に、「障害児施設医療に」を「障害児入所医療に」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に、「障害児施設施設医療負担上限月額」を「障害児入所医療負担上限月額」に改め、同条第七項第三号中「第一項第一号に掲げる者」を「第一項各号に掲げる扶養義務者」に改め、同項第四号を削る。

第三十条を第三十一条とし、第二十六条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十五条第一項中「第三十四条の十四第一項」を「第三十四条の十五第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の十四第二項」を「第三十四条の十五第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の十四第三項」を「第三十四条の十五第三項」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十四条第一項中「第三十四条の十一第一項」を「第三十四条の十二第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の十一第二項」を「第三十四条の十二第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の十一第三項」を「第三十四条の十二第三項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「第三十四条の三第一項」を「第三十四条の四第一項」に改め、同条第二項中「第三十四条の三第二項」を「第三十四条の四第二項」に改め、同条第三項中「第三十四条の三第三項」を「第三十四条の四第三項」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(障害児通所支援事業等開始届書等)

第二十三条 法第三十四条の三第二項の規定による届出は、障害児通所支援事業等開始届書(第二十五号様式)によらなければならない。

2 法第三十四条の三第三項の規定による届出は、障害児通所支援事業等変更届書(第二十七号様式)によらなければならない。

3 法第三十四條の三第四項の規定による届出は、障害児通所支援事業等発止（木上  
 圖書（第二十八号様式）によるなければならぬ。

附則第四項及び第五項を施す。

居表第三の備考一の一中「被措置者が二十歳未満の場合に於て」と並び  
 「第二十条第一項第一号に掲げる者」と「第二十条第一号に掲げる扶養義務者」  
 の次に「同一の2から4までの親族中「特定扶養義務者及び」と並び「同一の  
 中」。居表第四に掲げると並び、並びに「回覧書」並びに「回覧書」並びに「  
 第一項第一号に掲げる者」と「第二十条第一号に掲げる扶養義務者」と並び「  
 五の3中「第二十条第五項」と並び「第二十条第五項」と並び「回覧書」  
 及び「回覧書」による。

居表第四を施す。

第二十七号様式「障害児施設給付費支給申請書」と「障害児入所給付費支給申請書」  
 に「障害児施設給付費の」と「障害児入所給付費の」と

指定施設支援 (施設サービス)	利用中の指定知的障害児施設等の名称 や
指定入所支援 (入所サービス)	利用中の指定障害児入所施設等の名称 や
指定通所支援 (通所サービス)	利用中のサービスの種類と内容 や

「利用したい指  
 定の障害児施設等」と「利用したい指定障害児入所施設等」と並び「回覧書の  
 中に「障害児施設医療費」と「障害児入所医療費」と「肢体不自由児施設、重症心  
 身障害児施設、指定医療機関等」と「医療型障害児入所施設、指定医療機関」と並び  
 。

第二十七号様式の二の二「施設受給者証」と「入所受給者証」と並び。

第二十七号様式「施設受給者証再交付申請書」と「入所受給者証再交付申請書」と  
 「施設受給者証」と「入所受給者証」と並び。

第二十七号様式「指定知的障害児施設等」と並び。  
 第二十七号様式「第24条」の次に「第25条」と並び「児童自立生活援助事業  
 等（一時預かり事業）開始届書」と「障害児通所支援事業等（児童自立生活援助事業  
 等、一時預かり事業）開始届書」と「児童自立生活援助事業等（一時預かり事業）  
 を」と「障害児通所支援事業等（児童自立生活援助事業等、一時預かり事業）を」と

「第34条の3第1項（第34条の11第1項）と「第34条の3第2項（第34条の4第1項、  
 第34条の12第1項）並びに「回覧書の二」中「届出は」と並び「障害児通所支援  
 事業等又は」と並び。

第二十七号様式「第25条」と「第26条」と「第34条の14第1項」と「第34条の  
 15第1項」と並び。

第二十七号様式「第25条」の次に「第26条」と並び「児童自立生活援助事業  
 等（一時預かり事業、家庭的保育事業）変更届書」と「障害児通所支援事業等（児童  
 自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業）変更届書」と「児童自立  
 生活援助事業等（一時預かり事業、家庭的保育事業）に」と「障害児通所支援事業等  
 （児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業）に」と「第34条の  
 3第2項（第34条の11第2項、第34条の14第2項）と「第34条の3第3項（第34条の  
 4第2項、第34条の12第2項、第34条の15第2項）並びに」。

第二十七号様式「第25条」の次に「第26条」と並び「児童自立生活援助事業  
 等（一時預かり事業、家庭的保育事業）廃止（休止）届書」と「障害児通所支援事業  
 等（児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業）廃止（休止）届書」  
 に「児童自立生活援助事業等（一時預かり事業、家庭的保育事業）を」と「障害児  
 通所支援事業等（児童自立生活援助事業等、一時預かり事業、家庭的保育事業）を」  
 に「第34条の3第3項（第34条の11第3項、第34条の14第3項）と「第34条の3第  
 4項（第34条の4第3項、第34条の12第3項、第34条の15第3項）並びに「回覧書の  
 二」中「入所している」と「入所（通所）している」と並び。

第二十七号様式「第26条」と「第27条」と並び「回覧書の二」中「第34条  
 の19第1項各号」と「第34条の20第1項各号」と並び。

第二十七号様式「第26条」と「第27条」と並び「第28条」と並び。  
 第二十七号様式「第27条」と「第28条」と「第29条」と並び「第29条」と並び。  
 第二十七号様式「第29条」と「第30条」と並び「第30条」と並び。

注 記

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十条第一項の次に  
 規定した「第二十条第五項」と「第二十条第六項」と並びの部分及び居表第三の備考五の  
 の次に規定した「公費」と並び。

(発行所・発行人) 青森県報社 二丁目 一丁目 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森県報社 二丁目 一丁目 番七十七号 青森県報社印刷株式会社
毎週月・水・金曜日発行	定価小口二枚二付十五円一紙